諸外国の民事法律扶助制度の概要

| | イングランド・ウェールズ | アメリカ合衆国 | フランス | ドイツ | 韓国 |
|------|--|--|--|--|---|
| 運営主体 | 法律サービス委員会 | 法律サービス法人(非営利 法人) | 大審裁判所の裁判扶助局法へのアクセス県評議会 | 裁判所 | 大韓法律救助公団(特殊法 人) |
| 運営方法 | 法律サービス委員会が各 地域の法的需要に応じて 効率的に予算を配分 | 法律サービス法人が連邦から資金を受け、これを地域プログラムに交付 貧困者への法律サービス 提供を中心 | 裁判扶助は裁判所扶助局が審査 法へのアクセス県評議会はアクセス扶助を担当 | 弁護士報酬は法定され,訴訟費用とされており,裁判所が個々の裁判手続の中で費用援助の判断をするその他に,助言援助制度がある | 公団が,国からの監督の下で,国からの補助金をもとに法律扶助業務を行う |
| 対象事件 | 事関係)と刑事弁護サービ | 成功報酬制,弁護士報酬 の片面的敗訴者負担制度 が適用される事件は対象 外 | 談,非裁判手続の補助等) からなり,民事・刑事を問わず全ての事件を対象 民事事件では,裁判所にお | | がない。 |
| 対象者 | 国民(資力要件があり,全世帯の下から50%程度の所得者層が対象) イギリス法の適用に関する問題の場合は外国人も利用可能 | 国民(資力要件があり,全 世帯の下から20%程度の 所得者層を対象) 外国人は,永住権を取得し ている等の要件を満たした 者のみに限定 | に居住する者 資力要件があり,全世帯の | 資力要件があり,全世帯の 下から40%程度の所得者 | 国民(資力要件があるが, 農漁民等に対しては資力 要件はない) 全世帯の下から50%程度 の所得者層を対象 |

諸外国の民事法律扶助制度の概要

| | イングランド・ウェールズ | アメリカ合衆国 | フランス | ドイツ | 韓国 |
|----------------------|---|---|--|--|---|
| 利用者負担 | 資産,収入により拠出金の 支払を求められる場合があ る(負担なしは全世帯の下 から20%程度) | | 裁判扶助については,資力により全部扶助か一部扶助かに別れる | の支払いが必要となる場合 | 償還が原則(勝訴金額が一 定額以下の場合,敗訴した 場合等に償還が免除され る) |
| 事件数 | 民事代理 約27万5,500件 法的援助 約86万2,000件 (2000年) | 裁判手続の扶助 約14万件 法的助言、示談交渉等の 扶助 約90万件 (1999年) | 裁判手続の扶助(民事·行 政)が約41万件 (2000年) | | 裁判手続の扶助が約4万 3,600件 和解手続が約9,100件 法的助言が約108万件 (1996年) |
| 担当者 | フランチャイズ契約を締結 した弁護士,非営利法人等 | 地域プログラムが設置する 事務所に雇用されるスタッ フ弁護士 | 一般の開業弁護士 | 一般の開業弁護士 | 公団に雇用されるスタッフ 弁護士,公益法務官 |
| 度の支出官・出納 官レートで換算) | 事業規模 約11億8,890万ポンド(約2,057億円) 国庫支出 約7億9,190万ポンド(約1,370億円) (2000年) (1ポンド=173円) | 事業規模 約6億531万ドル (約726億円) 国庫支出 約4億4,385万ド ル(約533億円) (1999年) (1ドル=120円) | 裁判手続扶助(刑事を含む)に対する国の交付金約12億3,349万フラン(約210億円)(2000年)(1フラン=17円) | 訴訟費用援助法による扶助 約6億5,868万マルク(約 481億円)(1999年) (1マルク=73円) 助言援助法による扶助(刑事を含む) 約2,746万マルク(約18億円)(1995年) (1マルク=64円) | 公団の予算額 約203億3,000万ウォン (約19億3,000万円)(2002 年) (1ウォン=0.095円) |
| アクセス・ポイント | 各地域の法律サービス提供主体を連携させてネット ワーク化 | 民間の弁護士事務所の中 に,定型的な事件を安価に 受任する事務所がある | 法へのアクセス県評議会が 法律相談,非裁判手続過 程における補佐(調停手続 における補佐等)を援助 | 合員に対するもののみ), | 公益法務官を派遣すること によって弁護士過疎問題に 対応 |